

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**1 制定理由**

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）による刑法の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることから、これらの用語を規定する関係条例の整理を図るもの

2 法改正の内容

○ 刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設

改正後	改正前
・ 拘禁刑 は、刑事施設に拘置する。 ・ <u>改善更正を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</u>	・ 懲役 は、刑事施設に拘置して <u>所定の作業を行わせる。</u> ・ 禁錮 は、刑事施設に拘置する。

【拘禁刑創設の趣旨】

現行法上、入所受刑者の大部分を占める懲役受刑者（99.7%）について、一定の時間を必ず作業に割かなければならないとされているところ、拘禁刑を創設し、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進する。

3 改正内容及び改正対象条例

（1） 以下の条例の規定中「**懲役**」を「**拘禁刑**」に改める。【第 1 条】

- ① 青森市行政不服審査会条例
- ② 青森市情報公開・個人情報保護審査会条例
- ③ 青森市客引き行為等の防止に関する条例
- ④ 青森市屋外広告物条例
- ⑤ 青森市公害防止条例
- ⑥ 青森市横内川水道水源保護条例
- ⑦ 青森市議会の個人情報の保護に関する条例

（2） 以下の条例の規定中「**禁錮**」を「**拘禁刑**」に改める。【第 2 条及び第 3 条】

- ① 青森市職員の給与に関する条例
- ② 青森市職員の退職手当に関する条例
- ③ 青森市中央卸売市場業務条例
- ④ 青森市公設地方卸売市場業務条例
- ⑤ 青森市消防団員退職報償金条例
- ⑥ 青森市常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例

4 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日（刑法等の一部を改正する法律の施行日と同日）